

葛飾区旅館業の営業許可に関する指導要綱

昭和56年11月10日
56 葛衛管発第354号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区における学校、児童福祉施設及び社会教育施設等(以下「学校等」という。)の清純な施設環境を確保するため、区内で旅館業を営もうとする者(以下「営業者」という。)に対し必要な指導を行うことを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で「旅館業」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項で規定するもののうち、旅館・ホテル営業をいう。

(指導方針)

第3条 区長は、営業者から旅館業の計画の申出を受けたときは、区内の学校等の清純な施設環境の悪化を未然に防止するため、区の定める基準に従うよう指導するものとする。

(計画の事前公開)

第4条 区長は、営業者が旅館業の営業許可申請を行う前に、当該旅館業に係る計画について、地域住民に周知するよう指導するものとする。

(指導基準)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付則

- 1 この要綱は、昭和56年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旅館業の許可を受けて営業している施設の相続、承継及び改築については、この要綱の一部又は全部を適用しない。

付則

この要綱は、平成24年5月2日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。